

平成 30 年度再商品化実施委託単価について

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
平成 29 年 12 月 11 日

● 「再商品化実施委託単価」算出の計算式

$$\text{再商品化実施委託単価} = \frac{\text{① 市町村からの引取り見込量} \times \text{② 再商品化事業者見込委託単価} + \text{③ 協会経費}}{\text{④ 再商品化総費用} \div (\text{①} \times \text{②}) + \text{③}} + \text{⑤ 特定事業者等からの再商品化実施委託申込み見込み量} \div \text{④}$$

<平成 30 年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

	①市町村引取り見込量 (トン)	②再商品化事業者見込委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化総費用 (千円) $\div (\text{①} \times \text{②}) + \text{③}$	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込み見込量 (トン)	⑥平成 30 年度再商品化実施委託単価 $\div \text{④} \div \text{⑤}$ (円/トン)
ガラスびん	無色	112,000	4,700	81,860	608,260	4,000
	茶色	116,000	5,300	81,860	696,660	5,600
	その他色	136,000	8,200	81,860	1,197,060	10,300
PET ボトル	46,000	20,000	1,618,236	*2,391,036	260,000	9,200
紙製容器包装	11,500	10,000	342,847	457,847	31,910	15,000
プラスチック製容器包装	661,733	56,000	993,000	38,050,000	787,000	49,000

注 1) 上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PET ボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注 2) 端数調整のため、①×② + ③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくありません。

*PET ボトルについて特定事業者が負担する費用は、再商品化委託費用 920,000 (千円)、有償拠出金の差異充当分 416,549 千円を含んだ協会経費 1,618,236 (千円) 合算の 2,538,236 千円となりますが、平成 30 年度有償収入に関わる消費税相当額 147,200 (千円) を充当するため実質的な負担費用は、2,391,036 千円となります。

(参考) 平成 29 年度再商品化実施委託単価について

<平成 29 年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共税抜)

	①市町村からの引取り見込量 (トン)	②再商品化事業者見込委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化総費用 (千円) $\div (\text{①} \times \text{②}) + \text{③}$	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込み見込量 (トン)	平成 29 年度再商品化実施委託単価 $\div \text{④} \div \text{⑤}$ (円/トン)
ガラスびん	無色	115,000	4,700	91,018	631,518	4,100
	茶色	121,000	5,200	91,018	720,218	5,700
	その他色	135,000	8,000	91,018	1,171,018	9,900
PET ボトル	7,840	29,000	764,038	*539,814	280,000	2,000
紙製容器包装	4,600	6,000	372,087	399,687	31,910	13,000
プラスチック製容器包装	669,862	50,255	915,000	34,579,000	780,000	45,000

注 1) 上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PET ボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注 2) 端数調整のため、①×② + ③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくありません。